

東村山市教育施策の大綱  
(案)

平成28年 月  
東村山市  
東村山市教育委員会

# 教育施策の大綱について

## 1 趣旨

これまで本市においては、東村山市教育委員会の教育目標に基づき主要施策を定め、第4次総合計画前期基本計画と整合性を図りながら、さまざまな施策に取り組んでまいりました。特に東村山市の教育においては、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を推進してきたところです。

このような状況の中、平成27年4月1日に施行された改正地教行法第1条の3により、教育に関する「大綱」を策定することが定められました。

本市においては、改正地教行法第1条の4により設置された総合教育会議を開催し、大綱策定について検討した結果、東村山市教育委員会の教育目標並びに第4次総合計画前期基本計画を踏まえた上で、市の教育に不可欠である特別支援教育や教育相談の視点を盛り込み、「教育施策の大綱」を策定いたしました。「教育施策の大綱」は、すべての市民が生涯を通して主体的に学べるまちづくりの実現を目指すために、目標や施策の根本となる方針について定めるもので、市の教育に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

## 2 期間

第4次総合計画前期基本計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間を一つの区切りとしております。そのため、教育をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、今後策定される第4次総合計画後期基本計画と整合性を図りながら、必要な改定について総合教育会議で適宜検討を行うこととします。

## 3 「教育施策の大綱」の体系

「教育施策の大綱」では、東村山市の特性を生かし、「子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する」「生きる力を育む学校教育を充実する」「子供一人一人に応じた支援を充実する」「健やかで豊かな心をもつ青少年を育成する」「生涯にわたる文化・スポーツ・学習活動を充実する」の5つの大きな施策に基づいて、総合的に教育施策を推進します。そして、5つの大きな施策を達成するために重点的に取り組む施策を別表のように体系化いたしました。

別表 市の基本構想 「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」

基本目標 「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」

施策の方向性	主要施策	取組
1 子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する	質の高い教育環境を整える	教育課程の編成及び指導方法の工夫・改善
		小・中学校間の連携の強化
		いじめ防止等に関する取組の推進
		学校施設の老朽化対策等の推進
	教員の資質・能力を高める	体系的な研修の質的充実
		学校の組織的な課題対応力の向上
		サービスに関する研修の充実
	家庭及び地域・社会の教育力向上を図る	子供たちの生活習慣の改善
		家庭との連携の推進
		地域・社会との連携の推進
2 生きる力を育む学校教育を充実する	体を鍛え、学びの基礎を徹底する	健康を保持増進する資質や能力の向上
		基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育の推進
		オリンピック・パラリンピック教育の推進
	豊かな人間性を培い、規範意識を高める	子供たちの人権教育の推進
		「いのちとこころの教育」の推進
	健康・安全に生活する力を培う	学校給食を活用した食育の推進
		学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の防止
		安全教育及び防災教育の推進
	社会の変化に対応できる力を高める	キャリア教育の充実
		シチズンシップ教育の推進
環境教育の充実		
子供たちの情報活用能力の育成		
3 子供一人一人に応じた支援を充実する	充実した学校生活になるように支援する	特別支援教育体制の充実
		学校での読書活動や図書館の整備・活用の推進
	相談体制を整備する	相談体制の強化
		関係諸機関等との連携・接続の推進
4 健やかで豊かな心をもつ青少年を育成する	青少年育成環境の充実を図る	青少年の心を育てるための健全な地域環境づくり
		小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進
		自然体験・ボランティア体験の充実
5 生涯にわたる文化・スポーツ・学習活動を充実する	市民文化・生涯学習活動の支援・充実を図る	市民文化・生涯学習活動の推進
		社会教育施設の機能の充実と老朽化対策等の推進
		各分野の指導者の育成
	スポーツ活動の振興を図る	スポーツ施設の環境整備
		スポーツ教室やスポーツイベントの開催
	歴史・伝統文化の保護・振興を図る	文化財の保護と活用の推進
歴史・伝統文化の拠点整備		

## 1 子供が安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進する

未来の東村山の担い手である子供たちが、意欲的に学べるように、教育環境の整備を進めます。

### (1) 質の高い教育環境を整える

#### ■教育課程の編成及び指導方法の工夫・改善

子供たちが自らの資質・能力を知り、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進めます。

#### ■小・中学校間の連携の強化

小・中学校間における児童・生徒同士、教員と児童・生徒、教員相互の交流活動を推進する中で、教育内容及び健全育成の情報交換を密接に行います。

#### ■いじめ防止等に関する取組の推進

いじめや不登校など、子供たちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。

#### ■学校施設の老朽化対策等の推進

学校施設の老朽化対策を継続します。また、災害時の緊急避難場所としての機能を確保する為、引き続き安全対策の整備を実施します。

### (2) 教員の資質・能力を高める

#### ■体系的な研修の質的充実

教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を進めます。

#### ■学校の組織的な課題対応力の向上

学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹教諭や主任教諭の配置と活用や校内におけるOJTの充実を図り、学校の組織的な課題対応力を高めます。

#### ■サービスに関する研修の充実

学校における個人情報の管理を徹底し外部への流失等を防止するため、学校との連携を強化してサービスに関する研修を充実させます。

### (3) 家庭及び地域・社会の教育力向上を図る

#### ■子供たちの生活習慣の改善

基本的な生活習慣の確立が望ましい学習活動を支えることから、「家庭教育の手引き書」を活用した学校と家庭との連携を強化し、子供たちの生活習慣の改善を進めます。

#### ■家庭との連携の推進

保護者の立場とニーズに基づいて、保護者や地域と定期的に情報交換を行います。

#### ■地域・社会との連携の推進

社会教育活動を充実させるとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、地域の教育力向上を目指します。

## 2 生きる力を育む学校教育を充実する

次代を担う子供たち一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、自ら考え判断し、解決できる力とたくましく生きる力を育み、他人を思いやることのできる「いのちとこころの教育」を進めます。健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します。

### (1) 体を鍛え、学びの基礎を徹底する

#### ■健康を保持増進する資質や能力の向上

創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する子供たちの意識や、健康を保持増進する資質や能力を高めます。

#### ■基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育の推進

子供たち一人一人の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切にします。時間的・精神的なゆとりの中でじっくり考え、学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けられる教育を推進し、子供たちの確かな学力を育成します。

#### ■オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解を深められるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

### (2) 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

#### ■子供たちの人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るとともに、多磨全生園がある東村山市として、地域の特性を生かした子供たちの人権教育を進めます。

#### ■「いのちとこころの教育」の推進

子供たちに思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、地域の担い手として社会貢献の精神を育むため、家庭や青少年対策地区連絡協議会等の地域諸団体等と連携し、東村山市の特性を生かした「いのちとこころの教育」を進めます。

### (3) 健康・安全に生活する力を培う

#### ■学校給食を活用した食育の推進

子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。

#### ■学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の防止

学校におけるアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、保護者・校長・担任・養護教諭・栄養士等と連携し、安全・安心な学校給食を提供します。

#### ■安全教育及び防災教育の推進

自分の安全を守るために必要な危険に対する知識や安全な行動の仕方等、基礎的・基本

的事項の確実な定着を図り、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育及び防災教育を進めます。

#### **(4) 社会の変化に対応できる力を高める**

##### **■キャリア教育の充実**

子供たち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、職場体験等の学習をとおして、自己理解を深め、自己の生き方を考えるキャリア教育を充実させます。その際に幼稚園や保育園、高等学校等との連携・接続を配慮した教育を進めます。

##### **■シチズンシップ教育の推進**

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを踏まえ、将来を担う児童・生徒1人1人が社会に参画する意識や力を高めるために、市民としての権利や責務について学ぶシチズンシップ教育を推進します。

##### **■環境教育の充実**

小・中学校におけるCO2削減や省エネルギー・省資源に関わる環境教育を充実させ、持続可能な社会の実現を進めます。

##### **■子供たちの情報活用能力の育成**

子供たちの情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために、ICTの活用を図るとともに、情報モラルを身に付け、適切に活用できるよう学習活動を充実させます。

### **3 子供一人一人に応じた支援を充実する**

すべての子供たちが楽しく充実した学校生活を送れるよう支援します。

#### **(1) 充実した学校生活になるように支援する**

##### **■特別支援教育体制の充実**

特別な教育的支援を必要とする子供たちの一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を促し地域の一員として生きていける力を培う支援を着実に進めます。

##### **■学校での読書活動や図書館の整備・活用の推進**

子供たちが自主的に読書できるように本に出会うための働きかけを行い、学校での読書活動や図書館の整備・活用を進めます

#### **(2) 相談体制を整備する**

##### **■相談体制の強化**

幼児相談と教育相談について、0歳から18歳まで切れ目のない相談・支援体制を整えます。幼児相談・教育相談担当、就学相談担当、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターがそれぞれの専門性を発揮できるよう体制を整備します。

##### **■関係諸機関等との連携・接続の推進**

保育所・幼稚園、小・中特別支援学級（固定学級・通級指導学級）、特別支援学校との連携・接続を充実させます。また、進学や就職をふまえた中学校教育を充実させるため高等学校等との連携・接続を図っていきます。

## 4 健やかで豊かな心を持つ青少年を育成する

青少年の自立心を培い、健やかな体と豊かな心を持つ責任感のある人間として育成するため、家庭・学校・地域社会が一体となって、青少年を取り巻く環境の整備に取り組みます。

### （１）青少年育成環境の充実を図る

#### ■ 青少年の心を育てるための健全な地域環境づくり

学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を担い、子供たちを健全に育成するための環境を整えとともに、体験を通して社会のルールや協調性を養う取組を行います。

#### ■ 小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりの推進

放課後に学校の教室や校庭等を活用し、地域の方々の参画を得て、子供たちに安全・安心な活動場所（居場所づくり）を提供します。

#### ■ 心豊かで自立した青少年を育成するための環境づくり

自然体験・ボランティア体験・文化体験などの活動や、異年齢とのかかわりの機会を通じ、青少年の豊かな人間性を育むとともに、地域の担い手として活躍できる青少年を育成します。

## 5 生涯にわたる文化・スポーツ・学習活動を充実する

市民が生涯を通じて、自ら学び、スポーツなどに親しむことができる機会を充実します。文化・歴史・伝統に対する市民の関心を高め、文化の保護と振興に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

### （１）市民文化・生涯学習活動の支援・充実を図る

#### ■ 市民文化・生涯学習活動の推進

生きがいやゆとりある人生を送ることを目的とした市民文化・生涯学習活動を推進します。市民が市民文化・生涯学習活動に気軽に参加し、交流ができるよう、各種活動の情報の提供を行います。

#### ■ 社会教育施設の機能の充実と老朽化対策等の推進

市民生活が豊かなものになるよう、公民館や図書館、ふるさと歴史館など、社会教育施設としての機能を高めます。社会教育施設を適切に維持するために、老朽化した施設・設備の整備を計画的に進めます。

#### ■ 市民文化・生涯学習活動の担い手の育成

市民文化・生涯学習活動が活性化されるよう、各分野の指導者等を育成するための支援を行います。

## **(2) スポーツ活動の振興を図る**

### **■ スポーツ施設の環境整備**

スポーツ施設を適切に維持するため、施設・設備の整備を計画的に進めます。

### **■ スポーツ教室やスポーツイベントの開催**

健康の増進や交流の活性化を図るために、関係機関との連携を強化し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。スポーツを通して健康増進が図れるよう、年代や利用者ニーズにあわせたスポーツ教室やスポーツイベントを開催します。

## **(3) 歴史・伝統文化の保護・振興を図る**

### **■ 文化財の保護と活用**

市民共有の財産として後世に継承するために、有形・無形文化財や埋蔵文化財などの文化財の体系的な調査研究を進めます。「正福寺」「下宅部遺跡」をはじめとする史跡の保存に努め、市民との協働によりその活用を図ります。多くの市民が郷土への理解を深めるとともに、文化財保護への意識が向上するよう、文化財の公開・活用を進めます。

### **■ 歴史・伝統文化の拠点整備**

歴史・伝統文化を後世に継承していくために、東村山市の歴史・伝統文化の学習・継承の拠点であるふるさと歴史館や八国山たいけんの里などの施設を学校教育や生涯学習の場として積極的に活用していきます。また、歴史資料・民俗資料・考古資料等を体系的に収集し、保管・調査・研究に努め、公開します。